

令和5年度第5回伊賀市行政事務事業評価審査委員会 議事概要

開催日時	2023(令和5)年11月13日(月) 午後1時から午後3時53分
開催場所	伊賀市役所本庁舎5階501会議室
傍聴者数	0名
出席委員	小林 慶太郎【1号委員】 舩見 くみ子【2号委員】 井上 順子【2号委員】 高橋 健作【3号委員】 安本 美栄子【4号委員】 尾登 誠【4号委員】
欠席委員	松村 元樹【2号委員】 藤本 久司【2号委員】 久保 千晴【4号委員】 西口 真由【4号委員】
事務局	○デジタル自治推進局 局長 宮崎、次長 奥田、行政改革推進係長 大山、主査 大澤、奥本 ○産業振興部 農林振興課 課長 福山、副参事 林、係長 山添、係長 半田 商工労働課 課長 古川、主任 林
議事日程	1 開会 2 議事 ⑩伊賀市資源循環型農業推進施設(菜の舎) ⑪青山ハーモニー・フォレスト ⑫伊賀市集会施設(阿保西部集会施設) ⑬シルバーワークプラザ 3 その他
配布資料	【資料1】伊賀市行政事務事業評価審査委員会委員名簿 【資料2】伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例 【資料3】令和5年度伊賀市行政事務事業評価審査委員会日程表 【資料4】指定管理者制度の解説 【資料5】審査資料 【資料6】本年度審査の進め方 【資料7】前年度の答申に対する取り組み状況について 【資料8】補助金等の適正化に関する指針
議事概要	1 開会 小林委員長による挨拶 2 議事 ⑩伊賀市資源循環型農業推進施設(菜の舎) 資料5をもとに事務局による補足説明 【事務局】 本日欠席の委員から頂いている事前質問について紹介する。

質問事項は3つある。

1点目は、菜種油は、栽培面積も合わせてどのくらいの量で、どれだけの油の摂取が可能なのか。例えば田んぼ1反当たりでどのくらいの油が絞れて、その場合の買い取り価格はいくら位か。

2点目は、菜の花の栽培は栽培知識のない市民でも簡単に始めることができるのか。また、菜の花を栽培したいとなった際に栽培や収穫などのサポートはあるのか。

3点目は、菜種油の商品は伊賀に住んでいると良く目にする。これらの商品の需要はこれからも売り上げが伸びてゆく見通しはあるのか。例えば、耕作地が今後増えていった場合、全てを買い取り、商品化することは可能か。逆に人気過ぎてオイルが足りてない。もっともっと耕作地を増やしてほしいといった声があるのか。

以上の質問をいただいているため回答いただきたい。

- **【委員長】** 委員からの質問は、菜種栽培面積当たりの油収量と単価、栽培にあたってのサポート有無、マーケットはどうなっているかの3点であったが回答をお願いしたい。
- **【担当課】** 栽培面積当たりの収量は捉えていない。分かるようであれば後ほど回答としたい。ただし、面積や年度によって収量が変わるので面積当たりの算出は難しいかもしれない。菜種何キロでどの程度の商品になるかは分かるかもしれない。手元にないため別途確認したい。
- **【委員】** 米を例にとっても年度で作況は変わるが、1反当りで何キロ収穫できるか概ね把握できるはずである。平均値を共有してもらえると、どれくらいの面積でどれくらいの量の油が取れるのか、素人でもイメージが分かる。
- **【担当課】** 収穫自体の面積が年度で大きく変わる。収穫がとてつもなく多い年もある。それは同じ田んぼで続けて作付けすると必ず病気が発生ため、連作が出来ないことから、この田んぼを使ったら次は移っていく必要があり年によって収量が安定しない。
- **【委員】** 耕作面積から算出できるのではないか。
- **【担当課】** 耕作面積といっても、標準的なものがこちらでは分らない。
- **【委員】** 公社の方で作付面積、どこのだれに今年は何ha作付けしたという記録がデータとしてあるはず。さらにその田んぼからどれ位の収量の菜種がとれたという実績はもっているはずである。そこから絞って何キロの油が出ました、歩留まりもあるので難しいと思うが、そのようなことは聞いたら分かるはずである。

【委員】

近年の推移として、5年間くらいで構わないので、どれくらいの面積で作付されて、新しくできたオイルから今年はこの製品がいくら売れたかは、確認できるはずである。

この事業はそもそも公益性の高い事業である。専門家チームの指摘の中では厳しいことを言われているが、実はそればかりではなく、そもそも大山田農林業公社は市が出資している団体である。民間には市は出資しない。それだけ公益性があるということ。これを忘れるとこの説明が出来なくなる。なぜ菜種を作付けするかという点だが、荒廃地が年々増えていくことを防止したり、景観形成をしたり、その点は公益性に当たるのでアピールすべきである。指定管理するかは別として、公益性がある団体に市が出資して、資源循環のスタイルを作っていることは、もう少し訴えてもらおうとよかった。その中で、収量と販売高の推移を示しつつ説明してもらえると現状が見えてくるのではないかな。

➤ **【委員長】** 現状は後日でも結構なので説明いただきたい。

➤ **【担当課】** 2点目の誰でも栽培できるのかという質問について、市は希望者に菜種の種子を配布する事業を進めている。多くの方が種子を使い自身の圃場へ散布している。栽培は難しいものではないが、栽培に関する知識のフォローについて栽培資料を提供し、必要に応じ菜の舎の職員が個別に技術指導やアドバイスをしている。以上のことから多くの方に取組みをしていただけるような状態ではある。また、近年は、コロナの関係で現在中止となっているが、栽培研修も実施していたので、取り組まれる方が居れば、対応させていただく。

3点目の売上が伸びていく見込みかという質問について、搾油した菜種油を製品化した数量は令和3年度 5,307 kg、令和4年度 5,397 kgであり、横ばいか少し増えている状況。農産物のため気候に左右され、収量次第ではあるが、これらが伸びていくように菜の舎には新製品の開発、販路構築を進めてもらっている。新たな大口の販路開拓の話は聞いていない。

➤ **【委員】** 受給バランスはどうか。手薄になっている、もしくはだぶついている等はあるか。

➤ **【担当課】** 全体の売れ行きを見ながら生産補充しているので、在庫が余って困る、もしくは引く手あまたで生産が追い付いていないといったことはなく、バランスは取れていると思っている。

【委員】

施設のできた経緯を教えてほしい。

➤ **【担当課】** 伊賀市にはバイオマスタウン構想があり、その中で使い捨てではない循環型の農業を推進している。本事業は循環型推進事業ということで、菜の舎を拠点として菜種油をとり、廃油や種粕等は二次利用、BDF 施設というところでバイオディーゼル燃料を生産する。菜種油を生産することと、その後にできた副産物を活用することで、循環の輪を繋げていくという考えで、循環型の農業推進施設として設置している。BDFについては油性の質上、循環につなげられていないことが現状である。ただ、油粕を茶畑

	の肥料として農家に提供し散布している。一定循環型の農業として進んでいる。 ➤ 【委員】 バイオディーゼルをつくる設備もここにはあるのか。 ➤ 【担当課】 別の場所にある。バイオディーゼルについては、施設の関係で、バイオディーゼルの生産が出来ていないが、循環型の施設には当初含まれていた。 ➤ 【委員】 菜の舎単体で見た場合は、菜種油を搾油する施設ということか。 ➤ 【担当課】 そのとおりである。 【委員】 施設の使われ方を伺いたい。大山田農林公社が指定管理として入り、公社の搾油のみ行っているのか。それとも市民が栽培したものを持ち込み、精油後持ち帰るということも考えられるが、それが一般的な流れなのか。例えば、公社が買い取りを行うことが一般的なのか。製品製造を行う業者も使用しているのか、その辺りを教えてほしい。 ➤ 【担当課】 大山田農林業公社は持ち込まれた菜種を搾油し菜種油を作っている。また別の商品としてカメリナオイルも生産している。他の業者から搾油依頼を受け施設を活用して生産している。当然ながら市民の持込みは、市民自身で搾油することは技術的にも衛生的にも難しいので、菜の舎の職員が圧搾して対応している。よって大山田農林業公社だけが全てやっているわけではない。 ➤ 【委員】 搾油後、大山田農林業公社が買い取りをすることはあるのか。皆さん持ち帰られるのか。個人の方が利用した際の利用料はとっているか。 ➤ 【担当課】 利用料はとっていない。持ち込まれる菜種自体は、伊賀の各所から集まってきて搾油している。例えば菜の舎は大山田地域にあるが、長田地区で生産された菜種も持ち込んで搾油しているケースもあり、持ち帰りも可能であると聞いている。地区へ持ち帰ったものは、それぞれの販売ラベルを貼って販売されている。 ➤ 【委員】 農家と一般の方との違いは。何も持っていかななくても出来るのか。 ➤ 【委員】 公共性が担保されているのかの点で回答いただきたい。 ➤ 【担当課】 一般企業ではなく利用されている市民の方が利用した場合の利用料について、という問いか。 ➤ 【委員】 市民でも個人事業主はいる。よって、その辺りの公共性が保たれているのかの確認である。 ➤ 【担当課】 別途確認とさせていただきたいが、現状としては、菜種用のコンバインを持っている方、アタッチメントを持っている方はいないため大山田農林業公社に刈取りを依頼する方が多い。そこから大山田農林業公社にお願いして搾油までしてしまう方
--	--

	が多い。 ➤ 【委員】刈取りのための作業料は。 ➤ 【担当課】徴収している。 ➤ 【委員】搾油に関わる料金は含まれているのか。 ➤ 【担当課】明確な金額は答えられないが、菜種自体は大山田農林業公社が買い取っている。 ➤ 【委員】そもそも菜種油を搾油できる場所は、この施設しかない。刈取りも個人で機械を持っていないので、個人では対応できない。作業から委託している。それが刈取りの委託であったり搾油料である。それには代金は出ているはずである。 ➤ 【担当課】この部屋(501 会議室)の1 / 4程度の広さを使い搾油している。1年中動くわけではなく、収穫したときだけである。 ➤ 【委員】担当課の皆さんは何の疑問も持っていないようだが、そうじゃない人からすると、例えば畑を放っておく訳にもいかないので、菜の花畑をつくりたいと思ったときに、自分で植えるのか、菜の花畑にする時点から大山田農林業公社に委託する必要があるのか。種を買い、自身で植えてもらうのであれば、菜の花が育ち、刈取りはコンバインを借りて自身で行うのか。お願いしないといけないのか。その辺りが分からない。 ➤ 【担当課】自身でやってもよいが、実際は指定管理者が行っていることが多い。 ➤ 【委員】お金を払ってやってもらっているのか。 ➤ 【担当課】そのとおりである。 ➤ 【委員】刈り取られた菜種は、大山田農林業公社に買い取ってもらうのか。 ➤ 【担当課】菜種は大山田農林業公社が買い取る。 ➤ 【委員】土地保有者からすれば、刈り取りをお願いしても、菜種を買い取ってもらえれば、ペイ出来ているのか。 ➤ 【担当課】ペイ出来ている。 ➤ 【委員】その流れがよく分からない。農家や一般人でも畑を持っている人でも同じ条件なのか。 ➤ 【担当課】農家でも一般の方でも同様である、自身の圃場があって、種をまいてもらって、収穫については大山田農林業公社がする。一般的に農家でなければ圃場は持てないので基本的には農家であるが、作付けから刈取りまですべて大山田農林業公社にやってもらっている農家もあれば、作付けは自身で行い、刈取りは委託している方もいる。その場合、菜種の買い取り料金から菜種の分は刈取り委託料を差し引いた分が返ってくるという形になるのではないかと思います。 ➤ 【委員】伊賀の中で製品にしているのは、大山田農林業公社と長田の組織の二つのみか。 ➤ 【担当課】最終的にラベルを付けて販売しているのは、その2社である。
--	---

- 【委員】菜種油になったものを個人で引き取ることができるのか。
- 【担当課】長田のように引き取りの実績があるので、可能と思う。
- 【委員】生産者が自ら使用すると言えないこともない。お米で言う自家消費のこと。
- 【委員】大山田農林業公社は、依頼されれば刈取りも行う、製油も販売も行っているが、どの部分までが公の施設の事業で、どこからが自主事業なのか。
- 【担当課】搾油のみが、この施設の機能である。
- 【委員】そうすると決算書に記載の農作業事業収入は、刈取りのことになる。これでは施設としての決算が分からない。大山田農林業公社としてやっている事業と、公の施設として行っている事業が切り分けられていない。
- 【担当課】事業の運営自体全てを決算書でまとめているため見づらい部分があるということは、おっしゃるとおりだと思う。指定管理料だけみれば200万円である。どこに溶け込んでいるか疑問に思うことは当然である。
- 【委員】それによって支出の妥当性もよく分からない。

【委員】

事業報告書には、大山田農林業公社が農地保全と特産品開発を二本柱としてやっている中で、この施設で指定管理事業として行うことは搾油中心であるとのことだった。その前提には農地の保全管理があって、菜種の栽培を通じて農家と非耕地を結ぶつけることが大事であると考え。そのことから搾油という部分だけでは成り立たないことが、この資源循環の事業であると思う。今後の対応として、施設の設置目的に合致した企業を公募も見据えているとあるが、搾油だけでなく、そこまでに至る農地の保全管理や特産品開発に結びつくまでが出来た中での、指定管理の一部になるはずなので、大山田農林業公社にとれば関連会社の有限会社大山田ファームについても大事な位置づけである。指定管理者を公募した際に、手が上がるあてがあるのか、成り立つ感触は持っているか。

- 【担当課】公募するにあたって、耕地や遊休地の問題も解決することが出来る公募の事業者の見込みがあるかということか。
- 【委員】そのとおりである。伊賀市が農地の保全管理を施策として取り組んでいく中で、このプロジェクトについて話し合いをする場があるのか。誰が担ってくれるのか。市が搾油の部分を指定管理にだしているが、果たして搾油だけが指定管理事業なのか。いま公社を非公募として選定しているのは、搾油だけではなく、それ以外の部分も含めてお願いしていると思うので、その点も含めて指定管理事業として見ていくのか見解を伺いたい。
- 【担当課】播種から搾油までの一連の流れは、菜の花プロジェクトとの一環として実施している。その中でも搾油菜種、景観菜種

がある。景観菜種は遊休地に植え、遊休地の解決に寄与している。実際に大山田農林業公社も、大山田ファームや公社で農地を保全管理する役割を担っており、現に取り組みはなされている。実際に指定管理期間が終わるころに、新たな公募をするときには、大山田農林業公社以外にも圃場の保全管理、遊休地の解決に向けて菜の花プロジェクトと関連しながら、取組みの主体を募集していく。

- 【委員】一連、プロジェクトの中で、まず田んぼがあって、作付けから始まると思うので、そのような認識を確認できた。

【委員】

決算書について、委託料に菜種精算 2,427,602 円、菜種購入に 3,196,346 円とある。委託の菜種精算について、何をどの時に支払っているのか、具体的な事例と共に教えてほしい。

- 【担当課】この場では把握していない。
- 【委員】後で教えてほしい。この施設では、菜種農家から材料費として菜種を購入しオイルを生産する。大山田農林業公社は公社として菜種の畑を持ち、耕作をしている部分があるのか。それによって意味も異なる。大山田農林業公社が自分たちで作付けをしていないのであれば、菜種を農家から購入していることになる。購入したときに清算するということか。公社が持っている畑を誰かに耕作してもらい菜種精算として計上されているのかとも思った。だが耕作地を持たないのであれば腑に落ちない。話が複雑である。

【委員】

この施設を指定管理にした理由は何か。指定管理導入は民間ノウハウで住民サービス向上、経費節減、お金が稼げるなどメリットがあることが前提である。だが、この施設で行われていることは、菜の花の搾油であり非常に狭い範囲である。であれば委託か補助金事業とすべきではないか。そもそも指定管理で実施する事業でないかと考える。搾油のみの事業では、指定管理事業と自主事業の切り分けが出来ないのではないか。もしくは指定管理したいのであれば全国各地で公募し、菜の花プロジェクトと循環型事業で対応出来るか精査することが必要である。原点を考え直す必要がある。

もう一点は、大山田農林業公社と大山田ファームがある。大山田農林業公社は施設の管理をしているが、大山田ファームは油を使って商品化し売っている。ジャム等売っているとの理解でよいのか。

- 【担当課】販売しているのは大山田農林業公社であり、作業は大山田ファームである。
- 【委員】大山田農林業公社と大山田ファームの会計は別だが、両者が一体になっていると言える。であれば、この施設を大山田ファームのエリアに入れるということは考えられないか。ただ菜種

油の部門であり、ジャムの部門であり、お寿司の部門である、という形の違いだけであるから、大山田ファームの部門として入れることも一つの提案である。公社の体制の話ではあるが出資している立場として、そもそも論として一度考えてほしい。公募するためにも行政として、この施設のあり方について考えなくてはいけない。ただ一部の菜種農家から聞いた話であるが、菜の花プロジェクトに協力しているが、経費が高いので赤字になってしまう。そうしてまで、菜の花を生産する必要はないとの声もある。一部の者が儲けているのかとの印象を持った。民間的な感覚は、大山田農林業公社は収益活動を行う業者、企業という認識を持たれている方が多いと思う。このような中では、非公募で指定管理を続けることや、この施設のあり方を整理すべきである。

- **【担当課】** 今までは非公募で大山田農林業公社を選定していたが、公募が大事ということは理解している。そこに向けてどう対応するか考えていく。

バイオマスタウンという大きな計画の中で循環型資源の活用が位置づけされており、この事業がある。BDF施設とこの施設が別々にあって、それも含めて、菜の花プロジェクトの中で回している状況である。菜種は油にする。BDFは廃油を集めて農機具等の燃料として使う。菜種の油粕は茶畑に撒くといった循環のプロジェクトがある。耕作放棄地は別問題として、そこにも菜種をまいて、耕作放棄地が副産物的に生まれてくるといった整理である。全体を考えないと、一つを外に出してはうまく回らないことから、この施設もそこに含まれているということでご理解いただきたい。とはいえ指定管理の方法は考えていく。

- **【事務局】** そもそも公の施設として市が所有しなければならないのか。大山田農林業公社に譲渡する選択肢はないのか。オイルがバイオマス構想で必要なのであれば、オイル1kg当たり補助金を交付するといった補助金制度など、市が施設を所有しなくてよい方法は無いのか。

【委員】

菜の花プロジェクトが出来た時に大山田農林業公社が様々な製品を売出し、PRしていたが、現在は新しい製品や取り組みが見受けられない印象である。カメラナオイルを調べてみるとなかなか良いのにあまり知られていない。非公募による運営が続くと、安泰となり指定管理者の頑張りが見えなくなるのではないかと懸念している。最初はいろいろ作っていたが、最近はあまり見ない。昔は私自身も営業を受けたこともあった。競争の原理が働くことで、商品が生きて、プロジェクトも活性化すると思う。

【委員】

菜の花プロジェクトは素晴らしいと思うが、その中でこの施設だ

けが指定管理となっていることに違和感、気持ち悪さを感じている。
バイオマスの BDF 施設は指定管理なのか。市が持っている施設なのか。

- **【事務局】** BDF 施設は既に廃止されており、そういった意味では循環していない。同じ設置管理条例の中に二つの施設が位置付けられており、両方とも指定管理となっていたが現状では、BDF 施設は条例からも削除されている。
- **【担当課】** 事務局による説明のとおり施設は閉鎖して止まっている。建屋、機械は補助金を活用してつくっているが、建屋は補助金の条件があり取り壊し出来ない。実際は継続して利用しなくてはいけないので、継続利用できるように民間団体を探している。

【委員】

市の広報紙には年に 1 度ほど菜の花プロジェクトに関する記事が掲載されているが、今の時代に合った先進的な取組みのため、全国に向けて広報に力を入れていただきたい。まずはそれは先ではないかと思った。

【委員長まとめ】

この施設には、市のバイオマスタウン構想や菜の花プロジェクト等の位置づけがあり、公益性があること、循環型や耕作放棄地の防止に資するものになっていることは分かった。ただそれを公の施設として指定管理者制度で運営することが妥当なのか疑問である。指定管理者制度は公の施設を民間に委ねることで民間の競争原理の中で培われてきたノウハウにより経費の削減や効率化、サービス向上という点が目的としてある制度である。にもかかわらず最初から大山田農林業公社でないと担えない事業であるならば、指定管理者制度ではなく、この施設ごと大山田農林業公社に移管して管理運営してもらう方が現実的であり、責任をもって担ってもらえる可能性がある。次の期には公募だけでなく、移管することも含めて検討いただきたい。市の公共施設として持ち続けるのであれば、製油量、作付面積、決算書の内容などは、市として把握しておくべきであり、その上で管理の在り方を検討すべきである。

⑰青山ハーモニー・フォレスト

資料 5 をもとに事務局による補足説明

【事務局】

本日欠席の委員の事前質問を紹介する。

1 点目は質問である。

川上ダム周辺整備で、周辺地域の活性化が目的とあるが、これは先日完成した川上ダムと、これから何か観光や整備などを連携してや

っていくという意味は含まれているのか。川上ダムを作る際にそのタイミングで周辺地域の活性化になりそうな施設を設けた、ということか。

2点目は意見である。

とても広々とした施設であり、立地を除けば使いやすい施設である。よく息子のお散歩で利用しており、安全に遊ばせることもできるので青山で住むにあたり、重宝しているところの一つである。とても素敵な場所なので、今後より盛り上がってほしいと思っている。もっとこの場所を活かせるように、多数の公募が集まるようになって、10年後に縮小、閉鎖ではなく、ここでしかできないようなキャンプを提供してくれる、そんな管理者さんのもとで運営されたらな、と思っている。今の管理者さんプラスアルファの新しい力でも良いと思う。

以上の質問と意見をいただいている。

- **【委員長】** まず川上ダムとの関連について回答いただきたい。
- **【担当課】** 川上ダムの事業整備した関係で、整備された施設である。都市部との交流を目的としている。今後も観光と関連しながら実施すると聞いている。毎年都市部から川上ダムやこの施設へ来てもらい星を見たり、既存のキャンプ場以外に更に広げたキャンプの実施など、活性化に向けて様々な検討を行っていると同っている。

二点目の意見については、周りは芝生しかないが休日はキャンプで賑わっている。時期によっては桜の見どころになる。桜の名所を目指して、近々桜の木を植える事業を予定しているので合わせてPRしたい。

【委員】

設置目的に都市との交流、地域活性化、地域振興を図るとあるが、目的に向かってどう対応しているか。事例も踏まえて教えてほしい。

- **【担当課】** 様々なPRをしながら都市部から来てもらっている。具体的に、とは。
- **【委員】** これが設置の目的なのであれば、目的を果たすためにこの場所があり、目的を果たすための団体が運営をしている。現状として目的はどう果たされているのか。
- **【委員】** この施設を運営することで、どれくらい都市部との交流があり、どれくらい地域が活性化しているのか、地域が潤った、地域振興が深まった、という効果測定がなされているか。
- **【担当課】** 地域はこれが原因ということでもないが、移住者が定住者となっている。この施設は、星を見たり、昆虫を見るための整備もしているので、都会から来た子供たちがカブトムシを見たりだとか、それをみてここに住んでみようかという声も聞いている。移住してもすぐに帰る方は多いが、この地域は定住となる方が多い。事業が影響しているように感じる。

- 【委員】であれば、評価に項目としてあげるべきである。現状では、管理しているだけのように感じる。目標や成果の整理が必要である。
- 【担当課】 ご指摘いただいたことは心得た。

【委員】

非公募で認可地縁団体の種生区に指定管理してもらっている。地域活性化の中で、移住者も増えている。これは地域の方のご努力もあってのことだと思う。そういったコミュニケーションが良く図れる、地元のことも知っている団体であると思う。自主事業の中でワーケーションとあるが、指定管理者が伊豆へ研修に行っているとの実績報告がある。指定管理者がワーケーションを活かす事業ノウハウや企業へのタイアップなどのノウハウを持っているのか。

- 【担当課】研修について明確に分からないが、地域へ呼び込む事業を行っているので、よく似た場所へ研修に行かれているのではないかと想像している。
- 【委員】公募する方向を検討されているということなので、地域活性化、伊賀の素晴らしさにつながる事業を仕様書に踏まえていただきたい。自主事業は独立採算制だと思うが、この施設により何を実現させたいか、成果は何かということを明確にしていきたい。
- 【担当課】担当課として行事ごとの把握はしていきたい。

【委員】

この施設では、キャンプが主だと思うが、どのような形態なのか。例えば、オートキャンプ場なのか。アウトドアブームによりあちこちで賑わっているが、民間ではグランピングに力を入れていることが多い。民営であればそのような選択肢もある。現状どのような形で賑わっていて、将来についても構想があるのなら教えてほしい。

- 【担当課】施設としては10ヶ所の区画があり、プライバシーを確保するため、木や枝で目隠ししているし、電気も通っている。炊事棟もあるので、各自が全て持ち込みしてキャンプを行っている。オートキャンプにも対応している。以上が10区間の仕様であるが、先ほど紹介したように時期によっては桜の場所も開放し、そこでキャンプをする方もいる。この施設ではキャンプ利用者が増加傾向にある。コロナ時はソロキャンプが流行したので、その影響かと思っていたが、コロナ以降も定着している。
- 【委員】オートキャンプの形態であることを理解した。表をみるとパークゴルフの施設があるようだ。寒い時期も来客があるのか。
- 【担当課】年中、お客さんは来ているが、真夏は減ると聞いている。
- 【委員】お客さんはどちらの方面から来ているのか。大阪、名古屋

屋の両方か。

- 【担当課】全国から来ている。土日は予約で埋まっている。去年からバイクの KAWASAKI NINJA が集まるイベントに場所を提供したため、名前が売れた可能性はある。バイクは 100～500 台来た。

【委員】

指定管理という視点で審議をするわけだが、ハーモニー・フォレストの屋外施設は素晴らしい。季節を問わず県外の方からも評価されている。パークゴルフもしっかり整備されている。ハーモニー・フォレストは素晴らしい環境である。専門企業を呼んでどうにかするというよりも、屋外については、今のままの自然が大事だと思う。競争させなくても地域の方が自主自立するよう、活性化を目指して、地域が収益につながるのであれば、種生地区がやることは問題ないと思う。以上のことから指定管理者制度を導入していることに疑問がある。

- 【担当課】：包括協定の期限である令和 8 年度までに、指摘事項含めて検討する。

【委員長まとめ】

種生地区が管理する方向であれば指定管理者制度の主旨になじまないので検討が必要である。より効果を高め、交流や地域の活性化に資する目標のために、民間の知恵を活用するということであれば、地元が関われるような仕様書の上で公募を実施することを検討いただきたい。地域にとっての意義や効果の視点で、管理運営手法を検討のこと。

【委員】

青山地区以外の方にあまり知られていないと感じる。青山地区の国際交流協会がイベントの際にこの施設を利用している。その視点は、屋外よりも屋内の調理室がある。素晴らしい調理室であるが、あまり知られていない。上野市街地からだと行きづらい。調理室があり、外国料理の講習会で使用しやすい。青山地区の方は多く利用されているが、地区外の方は利用していないように思う。キャンプについても知る人ぞ知る施設となってしまうように思う。もっと市内に PR できないのか。

- 【担当課】研修棟も立派である。キャンプ場は定着しているが、様々な行事も検討いただいている。調理室を使ってもらえるようなことも検討していきたい。市街地からも 30 分ほどで行けるので、そのような点もアピールしていきたい。

【委員長】

委員の皆さまから施設の良さを伝えてもらったので、その点も活

かしながら次につなげてもらいたい。

⑱伊賀市集会施設（阿保西部集会施設）

資料5をもとに事務局による補足説明

【委員】

専門家チームの指摘の中で公共施設として役目を終えたなら廃止して除却とあったが、除却するのにも予算があるので、一定、他の施設も無償譲渡したケースがあるので、無償譲渡もあり得るのではないかな。無償譲渡よりも適した方向や考えはあるのか。

➤ 【担当課】今現在は無い。川上ダムの水源地域整備計画事業というて、ハーモニー・フォレストも含め22あるうちの1つである。除却という選択肢は考えていない。地元との協議は継続して無償譲渡を前提に進めていきたいと考えている。

【委員】

指定管理料は払っているのか。

➤ 【担当課】払っていない。

➤ 【委員】指定管理料は0円のため決算書がないのか。

➤ 【担当課】指定管理料を払っていないし、区の決算に含められているところもある。

➤ 【委員】業務報告書はあるのか。

➤ 【担当課】何月に何をしたかの報告だけはいただいている。福祉の内容が多いこと、集会での使用は把握している。

➤ 【委員】指定管理料0円のため市として口を出しづらく無償譲渡が来る日を待っている状況かもしれないが、農林業の産業振興という目的で使用してもらわなければ、農林振興課が管理している意味がないのではないかな。

➤ 【担当課】1年に1、2回は中を見に行っている。維持管理も適切に行われているように見受けられる。

➤ 【委員】光熱水費は地元の方が負担しているのか。

➤ 【担当課】そのとおりである。

【委員長まとめ】

指定管理の期間が終わった後、無償譲渡できるのであれば地元と調整し対応いただきたい。

㉔シルバーワークプラザ

資料5をもとに事務局による補足説明

【委員】

シルバー人材センターについては、シルバーワークプラザを市が

活動拠点として設置しているということで、必要な施設として市が持っているが、無償賃貸について協議検討する方針はそれで良いと思う。専門家チームとのやり取りの中で、傷んでいるところや、大規模改修がないとのことだが、今後無償で賃貸するとき、譲渡するとき、改修がネックになると思うが、今後の協議をどのように考えているか。

- **【担当課】**平成 22 年からこの施設の指定管理をシルバー人材センターに委任している。この施設は、しらさぎ公園の清掃工場跡をシルバー人材センターが全て修繕をしたものであり、シルバー人材センターの活動拠点として事務所が入っている。指定管理料は支払っていない。過去の話としては、今後大規模改修が起これたらということで、市が指定管理したと聞いている。今後は、無償貸借の方向で検討していきたい。修繕費は無償貸借の中でどちらが持つかということシルバー人材センターと協議していきたいと考えている。

【委員】

シルバー人材センターは他に事務所があるのか。そのような看板を見たことがある。

- **【担当課】**シルバー人材センターの拠点は、この施設内となる。草刈り等を市から依頼を受けた場合の発注や設計事務はこちらで行っている。ただシルバー人材センターが市内で様々な事業を行う中で看板が出ている可能性がある。
- **【委員】**ということは、シルバー人材センターの事務所としてこの施設が使用されているということでしょうか。シルバー人材センター以外の方は使えないのか。
- **【担当課】**高年齢者の雇用安定等に関する法律第 36 条により、市がシルバー人材センターの支援をするよう定められている。それを踏まえ施設を指定管理者制度で用意していた。この施設はシルバー人材センターだけでなく、基本的には高齢者の福祉や会議が利用目的のため、シルバー人材センターの職員や関係者のみが使うものではない。
- **【委員】**法律でつくることが決められていて、ただその受け方が指定管理だったということか。
- **【担当課】**そのとおりである。
- **【委員】**施設としてはシルバー人材センターの事務室も入っているし、貸し会議室もあるということか。
- **【担当課】**基本的には貸し会議室がこの施設のメインである。作業棟も指定管理の協定の中に入っているので貸室業務だけではない。

【委員】

シルバー人材センターの物置のような形で、市の財産を借りてい

るところはないか。

- 【担当課】市の指定管理施設ではない。
- 【委員】どういう形態なのか。
- 【担当課】シルバー人材センターの支所機能の設備の可能性はある。青山でも支所機能があり、その辺りは指定管理には入っていない。
- 【委員】市は関係ないということか。
- 【担当課】当課では管理していない。
- 【委員】市役所でいうところの支所が管理しているわけではないのか。物置のような場所があるが、その管理はシルバー人材センターがしていると聞いていた。阿山支所から周辺の草刈りや修繕をしていたと思うが、別の管轄なのか。
- 【担当課】シルバーワークプラザに係る指定管理の協定内にその施設は含まれていない。

【委員】

市の考え方は無償賃貸だが、法律の趣旨に基づいて、市としては大規模改修等もあるので、市有財産として無償で貸すということか。

- 【担当課】高年齢者の雇用安定等に関する法律第 36 条もあり、今、委員が話した形だと考えている。専門家チームからも無償譲渡という意見もあったが、難しいようであれば無償賃借とのアドバイスもあったため、その方向で回答した。
- 【委員】必ずしも、この法律は市町村での設置を義務付けているものではない。
- 【担当課】努めるものであり強制力はない。高齢者の就業の確保のための考え方である。
- 【委員】シルバー人材センターに資力があれば、無償譲渡を受けて将来を考えることになると思うが、それが難しければ無償賃貸も仕方ない考える。

【委員】

シルバー人材センターそのものの管理は誰がしているか。

- 【担当課】シルバー人材センターが行っている。
- 【委員】この施設は、行政のものでもないから、シルバー人材センターが管理しているということか。
- 【担当課】施設は市の建物だが、管理はシルバー人材センターに任せている。市有の施設であるためモニタリングを通じてチェックしている。
- 【委員】これだけ指定管理者制度で管理するのではなく、シルバー人材センターの財産として管理してもらうべきではないか。
- 【担当課】そのとおりである
- 【委員】シルバー人材センターが事務所を置いていることから本来は家賃を徴収すべきである。家賃も含めて無償なのか。

- **【担当課】**本来は家賃をいただくべきところだが、高齢者の雇用安定等に関する法律に基づく市の役割ということで、無償で進めていきたいと考えている。

【委員】

シルバー人材センターは、どのような組織なのか。

- **【担当課】**高齢者の就業の機会を確保するということで、就業の場を与える事業をしてもらっている。高齢者の方が会員になり事業を提供し、事務仕事をシルバー人材センターでしてもらっている。母体は全国シルバー人材センターの連合団体があり、三重県のシルバー人材センター協議会があり、各市町にシルバー人材センターがあるといった組織になっている。
- **【委員】**形式としては任意団体なのか。それとも法律がありそれを基に定められているのか。
- **【担当課】**公益社団法人である。高齢者の方の社会進出とか、就業確保がメインになっている。定年延長により、会員が少なく、70～80歳の会員が多くなり、軽作業しか出来なくなっている。市が発注しても出来ないといわれることもある。それが課題である。

【委員長まとめ】

高齢者の雇用安定等に関する法律の主旨もあり、今まで必要な措置を講じてきたのに止めることは非情な話ということで、無償譲渡ではなくて無償貸与、無償賃貸という方向でやむを得ないだろう。市として責任を一定担いつつ、シルバー人材センターへ委ねていくこととされたい。

3 その他

【事務局】

レビュー結果整理シートについて、第2回から第4回の審査内容を事務局の方で審査結果欄に反映したので、ご確認いただきたい。

【事務局】

委員長から市長への答申を12月27日10時30分でお願いしたい。

- **【委員長】**最終審査会は12月4日、答申は27日。昨年も都合のつく方は来ていただき意見を述べていただいた。可能であれば委員も参加してほしい。
- **【事務局】**本日欠席された委員は事務局から別途案内する。

以上